

軽自動車税の税額が変わります

地方税法ならびに市税条例の改正により、平成 28 年度以降の軽自動車税の税額が変わります。

●二輪車等

車種区分		税 額
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000 円
	その他	5,900 円
雪上車		3,600 円
軽二輪車 (125cc 超～250cc 以下)		3,600 円
小型二輪車 (250cc 超)		6,000 円



●三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			平成 27 年 3 月 31 日 以前に新車登録した 車両	平成 27 年 4 月 1 日 以降に新車登録した 車両	新車登録から 13 年 を経過した車両 (重課)
三輪で 660cc 以下の車両			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上で 660cc 以下の車両	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※ 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、重課の対象外です

グリーン化特例(軽課)

平成 27 年度中(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)に新車登録をした車両で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに該当する場合は、平成 28 年度に限り下記の税額が適用となります。

車種区分			A	B	C
三輪で 660cc 以下の車両			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上で 660cc 以下の車両	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

A 電気軽自動車または天然ガス軽自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 以上低減達成車)

B 乗用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
貨物用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車

C 乗用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準達成車

貨物用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※ B、Cはガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています

【お問い合わせ】 資産税係 ☎ 2 1 2 1